令和　　年　　月　　日

札幌市長　様

申請者　住所

商号又は名称

代表者氏名

　（担当者氏名　　　　　　）

電話

誓約書

札幌市農業支援センターの利活用に係るトライアル・サウンディング実施要領（以下、「要領」という。）に基づく申請にあたり、要領その他関係法令等を遵守するとともに、下記について誓約します。

記

（誓約事項）

・提出書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。

・要領に定める調査の実施条件を全て満たします。

・事業の実施により、市または第三者に損害を与えた場合は、その一切の責任を負います。

・万が一、誓約内容に相違があった場合は、本申請に係る行政財産使用許可を取り消されることについて異議を申し立てません。

・上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

・次の各号のいずれかに該当する者ではないことを誓約します。

　１　札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年条例第６号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

２　条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

３　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者

⑴　役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

⑵　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

⑶　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力しもしくは関与していると認められるとき。

⑷　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。